

米軍人による傷害事件に対する意見書

平成30年7月29日午前4時5分頃、本町において米海軍2等兵曹（23歳）が宜野湾市の男性の首をガラス片で切り付けて傷を負わせたとして現行犯逮捕された。

事件当時、被疑者は酒を飲んでおり、停車中の車のドアミラーを壊し、被害者らが制止しようとしたところ、割れたドアミラーのガラス片で首を切りつけたとのことである。状況によっては命に係わる深刻な事態になっていた可能性もあり、恐怖と大きな衝撃を与えた。

これまでも、米軍に対して事あるごとに、厳重に抗議し、再発防止を求めてきたが、止むことのない現状に対して、米軍内部の組織統制が機能しているとは言えず、米軍の教育訓練等が果たしている役割が意味をなしていない事は明白である。

また、前日、一昨日と道路交通法違反で逮捕された事件に加え、リバティー制度違反も繰り返された末に、このような事件に繋がった事実からは、即応しなかった在日米軍の認識の甘さにとどまらず、これまでの経緯や先般の本町を含めた議会の抗議・要請を受け入れない姿勢からも、日本国における犯罪等の諸問題に対して在日米軍は軽視をしていると言わざるを得ない。

これまでの米軍の取組の成果が実感できないばかりか、聞く耳さえ持たない状況は極めて遺憾である。

日米両政府によって繰り返される「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉や実効性の伴わない小手先の手法でごまかされ続け、一步間違えれば命に係わる事件が発生したことに対して激しい怒りをもって抗議をするものである。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回させ、規制を強化させること。
- 3 被疑者の沖縄での居住地と在留期間を明確に示し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年8月8日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長